

平成31年度 第1回(4月)名張市教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所2階 庁議室
2. 開催日時	平成31年 4月 2日(火) 午前 9時30分 開始 午前12時00分 終了
3. 出席者	上島和久教育長、瀧永善樹委員、川原尚子委員、辻愛委員、丸下純一委員
4. 欠席者	なし
5. 事務局	高嶋正広教育次長、草合要平教育改革担当理事、大西哲教育総務室長、山村浩由学校教育室長、山崎博史教育センター長、宮前浩幸文化生涯学習室長、山口敦司市民スポーツ室長、田中弘二国体推進室長、松本孝寿図書館長、金森國康教育総務室教育総務係長(書記) (以下、議事録中は役職名は省略。)
6. 議事	下記のとおり

(教育長) 皆様、おはようございます。平成31年度第1回目の定例教育委員会ということでございます。ご承知のように昨日、元号が平成から令和に変わるという発表がありました。正式には5月1日の新しい天皇の即位に合わせてということでございまして、今日の事項書に書いてあります平成という元号は最後になってくるのかなという風に思っています。そのように歴史の大きな変換の時期でございますが、名張市の教育委員会におきましても、新しい年度で事務局はもちろんでございますけど、学校関係でも人事異動もございました。とりたてこの教育委員の中にも、異動がございましたが、新しい風を吹き込んで頂きまして、教育の振興・発展に出来る限りご尽力頂きますようお願いいたします。

座って失礼します。それでは、ただいまから平成31年度第1回定例教育委員会を始めたいと思います。議事に入ります前に、本日の会議の公開についてお諮りをいたします。本日の会議の事項中、その他の項の「義務就学者の就学校の変更について」及び「児童生徒の問題行動」につきましては、名張市教育委員会会議規則第8条の規定によりまして、非公開とすることを提案いたしたいと思います。委員の皆様方にはご異議ございませんか。

(委員) 異議なし

(教育長) ありがとうございます。ご異議がないようですので、これらの案件については非公開として本日の会議を進行することといたします。それでは事項書に沿いまして、議事を進めさせていただきます。

## 1 教育長職務代理者の指名について(報告)

(教育長) 1番目の事項、教育長の職務代理者の指名ということで報告でございますが、私

の方から説明をさせていただきます。

教育長職務代理者の指名についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定によりまして、教育長が指名することとなっております。つきましては、私の方から今回、瀧永委員を教育長職務代理者に指名いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、事項書 2 番、報告の方に移らせていただきます。報告第 4 号臨時代理した事件(平成 30 年度 3 月補正予算要求)の承認について、事務局から説明をお願いします。

## 2 報告

### 第 4 号 臨時代理した事件(平成 30 年度 3 月補正予算要求)の承認について

(事務局説明)

(教育長) 説明は以上でよろしいですか。委員の皆様方、今の説明を聞いて何かご意見、ご質問ございましたら、お出してください。そうしましたら、今、事務局から説明ありましたように、3 月議会の最終日に補正予算という形で提案をし、議決を受けたところでございます。しかしながら国の補助は非常に低いと、名張市の厳しい財政難の中にあっては、別の財源を検討すると言われていましたので、環境省の補助メニューであります。その申請をしています。これは、採択されるかどうか全く決まっていなところですが、採択されれば非常に有利な財源ということになります。決定が 5 月の連休明けになるかと思っております。それが採択されましたら、臨時議会を招集していただいて、このことについて諮っていく、もしそれが叶わないとなれば、今説明あったとおりの形で進めて行こうということでございます。いずれにしても小中の空調の工事は、本年度実施するということについては間違いない訳で、予算措置をさせていただきました。はい、どうぞ。

(委員) 歳入の方の国庫補助金と市債の割合というものは決まっているものなのでしょうか。

(事務局) 国庫補助金ですが、事業費に対して補助割合が決まっております。それで今回の文部科学省の国庫補助金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でございますが、基本的には 1/3 の補助率でございます。ただし、実際には補助基準というものもございます。その為にこの事業費に対して補助金が 151,000 千円程度となっているには、そういった理由でございます。

(委員) ありがとうございます。市債について教えてください。市債、新規教育債の目で新たに発行されるものでしょうか。

(事務局) 市債につきましては、地方自治体が借金をする場合に一定の条件がございまして、項については名張市が借りるということで「市債」という名称となっております。目

については、教育分野に活用するという事で教育債となっております。資金については、国の資金など公的な資金からの借入れや、民間の金融機関から借入れるといった場合など、様々な借入先がございます。

(委員) 質問の言葉が足りませんでした。市債については、新たに発行をされるのか、既に借り入れてあるものを教育債に回すのか、それとも今回の事業について新規に債務が発生している、どちらにあたるのですか。

(事務局) 市債については、今回、証書借入という形で新たに借り入れるということになります。

(委員) ありがとうございます。新規証書借入で金融機関からですか。何パーセントですか。

(事務局) 先程、申し上げましたように一定公的な資金での借り入れとなる場合が多くありますので、金利については借入時期によって利率は異なりますけれども、民間の金融機関よりは低い金利で借り入れることができるといった形になります。

(委員) それは、ここの席では言えない。金融機関との関係で。

(事務局) 実際の借入先がまだ決まっておりませんので。利率につきましては、借入期間とか借入時期によって変動いたします。なお、公的な機関等ではホームページ等で利率が公開されているものがございますので、実際に借り入れる際には公開されている利率の適用となります。

(教育長) それでは、報告事項でもございますが、この件につきまして承認ということでしょうか。

(委員) 異議なし。

(教育長) ありがとうございます。それでは、続きまして、第 5 号臨時代理した事件（教育委員会職員の人事異動）について、事務局から説明をお願いします。

## 第 5 号 臨時代理した事件（教育委員会職員の人事異動）の承認について

(事務局説明)

(教育長) それでは、教育委員会を代表して一言歓迎の言葉を述べたいと思います。今回の定期異動によりまして、教育委員会の方に転入いただいた皆さん、大変ご苦労さんでございますし、我々としても大変心強く思っております。課題山積ではございますが、新たな力を注入頂きまして、教育委員会をより活性化し、市民、子ども、また関係の皆さま方に信頼される教育委員会を目指して、ともに頑張っていきたいと考えておりますので、一

年間、健康に留意いただきまして、教育委員会をしっかりと支えて頂きますように、よろしくお願いたします。

それでは、この第5号、職員の紹介もあった訳ですが、承認ということによろしいか。

(委員) 異議なし

(教育長) ありがとうございます。それでは、第6号臨時代理した事件(名張市立学校医の委嘱)の承認について事務局から説明をお願いします。

## **第6号 臨時代理した事件(名張市立学校医の委嘱)の承認について**

(事務局説明)

(教育長) はい、報告が終わりました。この件につきまして委員の皆さまからご質問、ご意見を願いたします。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 名簿を拝見いたしまして、どなたがご担当されるかということについて、申し上げることはないですが、趣旨としては新規・変更で入られる医師の方、この方は前任がご担当されていたところに入られるのか、どういう形となるのか全体像を教えてくださいませんか。

(事務局) 耳鼻咽喉科検診につきましては、平成30年度以前も行っていましたが、これまでは3名の医師の方に担当して頂いておりました。今年度、そのうちの1人の方のご息が医院に戻られたということで4名の体制で新たに担当の学校を割り振って頂いたということで、4名体制となったことによる変更となります。

(教育長) ほか、いかがですか。はい、それではご質問、ご意見も無さそうでございますので、この件については、承認ということでご異議ございませんでしょうか。

(委員) 異議なし

(教育長) ありがとうございます。それでは第6号につきましては、承認ということで処理をさせていただきます。続きまして、第7号臨時代理した事件(学校医等の報酬に関する規則の一部を改正する規則の制定)の承認について事務局より説明をお願いします。

## **第7号 臨時代理した事件(学校医等の報酬に関する規則の一部を改正する規則の制定)の承認について**

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきましてご意見、ご質問いかがですか。これまで学校医として一括りにしていたものを独立させるというか二本立てになるという解釈でよろしいか。

(事務局) これまで眼科医、耳鼻咽喉科医につきましては、学校医として設置はしていませんでした。学校医というと内科検診や学校保健委員会をしていただいていた方を学校医としておりましたが、今回、眼科、耳鼻咽喉科の検診をしていただく先生も学校医として委嘱しましたので、それに伴っての改正ということでございます。

(教育長) はい、ありがとうございます。何かございませんか。はい、どうぞ。

(委員) 報償費というのは、具体的な経費的としてどのような水準になるのですか。

(事務局) 内科系の学校医さんについては基本額 224,000 円に児童生徒数に 450 円を掛けた額、眼科検診、耳鼻咽喉科検診につきましては、基本額というのは無く、検診を行った児童生徒の数に 650 円を乗じた額、これは以前から手数料として払っていた額と同額となりますが、そういった基準でお支払するという形になります。そのため、実際には今の学校規模からいくと 1 校あたりこの上限の額まではいかないという形にはなります。上限額が 449,000 円ですので、内科検診を 1 人で行うと 500 人を超える規模の学校となります。実際には 500 人規模を超える学校では 2 名体制となりまして、2 名の推薦を頂いて学校医を委嘱しています。今でいうと桔梗が丘小学校などは 500 名を超えていますので、2 名という体制になっています。

(委員) すると上限額は 1 校当たりということになるのですか。学校医さん 1 校あたり上限が 449,000 円となって、3 校 4 校と受け持っていたら、3 倍、4 倍になるということですか。

(事務局) 内科検診を行う学校医については兼務している医師はいませんが、学校歯科医につきましては、兼務をしている医師もおられまして、それぞれの学校で計算してお支払いをしているといった状況です。

(教育長) よろしいでしょうか。ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

(委員) すいません。この金額というのは医師会とのご契約、お話し合いで決められた額でしょうか。

(事務局) そうですね。医師会の方に毎年という訳ではありませんが、医師会と金額等については、ご相談をさせて頂いていると聞いております。ここ数年は値上げという話はございませんし、伊賀市についても同基準でございます。県内を見ると高いところもあれば低いところもあるといった状況ですが、今、現在はこの基準で行っているということでございます。

(委員) そうしたら他と比べて、だいたい適正な水準の額と判断されているのでしょうか。

(事務局) 一番、直近の伊賀市と比べて、医療の状況等も近いということを考えれば、同水準ですので適正と考えております。

(委員) はい、ありがとうございます。

(教育長) ほか、いかがですか。はい、それではこれ以上意見も無さそうでございます。第7号につきましては、承認ということで処理をさせて頂いてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(教育長) はい、ありがとうございます。それでは続きまして、報告第8号臨時代理した事件(名張市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定)の承認について、事務局から説明をお願いします。

### 第8号 臨時代理した事件(名張市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定)の承認について

(事務局説明)

(教育長) 説明が終わりました。委員の皆さまから、ご質問、ご意見があれば出してください。3月議会におきまして、条例改正については議決されておりますけれども、それに伴う規則改正ということでございます。はい、どうぞ。

(委員) 今、実際に奨学金を受けられている方の推移というのはどのようなものなのでしょうか。

(事務局) 奨学金につきましては、現在、支給奨学金と貸付奨学金の2種類がありますが、大学高校とも10名の定員を設けておりました。これまで10名を超える申請がありまして、支給奨学金については、各年度10名ずつに支給をしてきました。3月の定例会において支給奨学金につきましては、高校生については定員を設けないということで改正をさせて頂いて、今まで生活保護基準の2.0倍以内とさせて頂いていたところを就学援助を行っている基準と同じ1.2倍まで下げることによって、要件はありますけれども申請される方すべてに、支給出来るというように改正をさせて頂きました。大学生については、今、10名の支給奨学金の定員を2名とさせて頂きました。これについては、日本学生支援機構の奨学金が充実してきているということと、来年になりますと、授業料の無償化、また生活費等につきましても支給奨学金が交付されることとなりますので、それに伴って今年1年、年間12万円の支給を2名にさせて頂きます。すこし先の話になりますが、来年度につきましては、もう一度条例改正を提案させて頂いて、大学の支給奨学金については、名張市としては廃止させて頂くという事を事務局としては考えております。

(委員) ありがとうございます。

(教育長) ほか、いかがですか。それではご意見も無さそうですので、この案件については承認という形で処理させて頂いてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(教育長) ありがとうございます。それでは続きまして報告第9号臨時代理した事件(名張市青少年補導センター設置規則の一部を改正する規則の制定)の承認についてを事務局から説明をお願いします。

### 第9号 臨時代理した事件(名張市青少年補導センター設置規則の一部を改正する規則の制定)の承認について

(事務局説明)

(教育長) 少し、私の方から説明をさせていただきますと、市の職員は再任用で、そのまま入って頂けるのですが、教員の方も今、再任用制度がございまして、生活のためにもということとたくさんの方が応募されます。こちらの補導センターには、短時間の勤務であります、時給が900円ということもありまして、再任より水準が低くなっています。また、これまでは、もともと関わりのある中で就いて頂いていた方もおりましたが、昨今はそういったことも少なくなっているという状況もございまして。補導センター業務を意気を感じて頂ける方のご理解を頂くことが大事ではございますけれども、なかなか後任の方が見当たらないということもございまして。私としましても今後、再任用と同じ形にはできませんが、時給等の水準につきましては、考えていかなければならないと思っております。ただ、直ちには出来ませんので、制度を変えて、今までやってくれた方で、続けてやってもらえる気力・体力またそれだけ意識を持ってやっていただける方がおられるならばやっていただこうと、こういうことで規則を変えようということになったわけでございます。何か委員の皆さまからご意見・ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

(委員) 先生方でも思いのある方はたくさんおられると思いますが、こういった形で周知といたしますか、お知らせをされているのでしょうか。補導員の方の募集といたしますか、お願いできませんかということをご希望の形で学校、退職される方にお伝えしているかをお伺いしたいのですが。

(教育長) 私の方からお答えさせていただきますが、年度によって次年度欠員が出来てくるといふ所は退職される方にお声を掛け、個々に聞かせて頂いております。今年も7名の校長先生の退職があったわけでございますが、一つは再任用、もう一つはまた別の違った形のところへ行かれるということもございまして、これが叶わなかったということも起こってまいりましたが、基本的には私としては校長会の中でも複数おられる場合は、例えば役員をしている方を優先させていただいて、お声を掛けているという状況でございます。はい、どうぞ。

(委員) 青少年補導センターでの業務というのはどのような内容でしょうか。

(事務局) 主な活動といたしましては、項目として街頭補導、安全パトロール活動、これは実際、街に出て大型店舗や、駅、ゲームセンター等を巡回することです。それから市内小学

生低学年、主に1年生のお子さんでございりますが、その下校時刻に合わせた安全パトロール活動、こちらが街頭補導、安全パトロール活動となります。それから相談活動ということで、面接なり電話相談で青少年に関する相談を受け付けております。それから啓発活動というのがありますが、必要に応じて色々な強調月間がありますので、それに合わせた街頭啓発を行っております。それから環境浄化活動ということで有害図書の回収というのを市内4つ駅がありますが、そちらに有害図書回収箱というのを設置しており、月に1回収収に回っています。これらが主な4つの活動になります。

(委員) 4つの活動があるというのがよく分かりました。これは4つの活動はそれぞれが随意活動になるのでしょうか。要は定期的なものもあれば、相談業務のように何か相談があれば受け付けるのか、または相談業務として、ある時間、任にあたっておられて、その中で相談を受けるというか、業務形態を、4つそれぞれ違うかと思うのですが、それぞれ簡単に教えて頂けますか。

(事務局) まず一つ目の街頭補導、安全パトロール活動は週5回という形で、月曜日から金曜日までの午後1時半から5時という形で定期に行っております。それから相談活動は、窓口といたしましては、月曜日から金曜日までは午前9時から午後4時まで。土曜日は午前9時から正午までという形で、窓口は開いておりますので、その間に相談があればという形になります。啓発活動は、まさに随意ということで、定例にはありません。それから環境浄化活動は、こちらは原則としてということになりますが、毎月第4水曜日に決めております。以上です。

(委員) はい、よく分かりました。

(教育長) ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

(委員) 業務に当たられる方が非常に定期的に安全パトロールをされたり、補導をされたり、それから窓口で色々な相談業務に携わっておられるということが、だんだんイメージができてきました。その辺のシフトを工夫することで参加していただくことが、可能になるような気がしましたが、その辺りのご検討はいかがでしょうか。週5回、月～金で午後1時から5時で、ずっと勤務されているのでしょうか、窓口もですが、それは複数の方がいらっしゃるのか、シフトを組んでいらっしゃるのですか。

(教育長) はい、事務局

(事務局) 職員が5名いますので、その5名でシフトを組んでおります。

(委員) 了解しました。

(教育長) 少し補足させて頂いて、今、学校の登下校の見守りを毎日、登下校のある限りやっておりますが、2班に分かれてですね、すべての学校の下校に合わせて回っていて、

もちろん車でパトロールすることもあります、実際に子どもと一緒に歩いてもらって危険な箇所は確認してもらっているということで、大変このことにつきましては、行政としてはできる限りの事を進めているところです。保護者のみなさん、また、学校現場も安全・安心のことについては、すごく取り組まれていますし、不審者情報などもよく出る訳ですけども、それらにつきましても、補導センターでもいち早く情報をキャッチして貰うとともに、そこに重点的に入ってもらおうということもしていきまして、かなりこの業務内容についてはタイトにまた大変ハードにやってもらっているというのが実態でございます。先程申し上げましたが、例えば校長先生のOBの方に就いていただいています、非常に給与面で申し訳ないですが、中身は非常に充実した状況であるということです。はい、どうぞ。

(委員) 私もこの仕事を経験しておりまして、少し付け加えさせていただきますけども、事務局から言っていた仕事のほかに虐待情報等も入りますと、その時は巡回の中で、お家の近くで虐待の状況は無いかといったことに耳を澄ませて見ると洗濯物はベランダに出ているかなどを確認しながら行っていました。そういうこともあるので名張では幸いにも大きな虐待事象は無いのかな、抑止力になっているのかなと思ったりもします。それで、私がさせて頂いていた時は4名体制でしたが、教育長さん、また教育委員会の皆さんのご尽力で人数も5人に増やして頂いたということで、非常にありがたいと思います。給与の部分では結局予算が限られているという事で、ボランティアに近い形になっていると。何とかして頂けたらと、教育長さんからも先程おっしゃっていましたので、是非お願いしたいなと私はそう思います。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 改正案の文言のことで、ちょっと教えて下さい。改正案の第10条の3、前2項の職員は、「教育委員会文化生涯学習室職員又は教育委員会が」でこれは主語が2つあるということで、これで読めると思うのですが、その後の行為が「委嘱若しくは任命」で者に掛かってくると思うのですが、ここは「若しくは」でしょうか。改正前の「又は」で適切なような感じもいたしますがいかがでしょうか。「が」の後に「、」を入れた場合いかがでしょうか。改正前では「文化生涯学習室及び教育委員会」でしたので、これは2つ重なって委嘱とか任命をしなければならないというような縛りがあったかと思いますが、それが「又は」になったので、教育委員会がやってもいいけども文化生涯学習室がやってもいいということになり、これはいいと思いますが、改正前の「委嘱又は任命」でいいような気がしますけども、どうでしょう。「若しくは」が出てくるときは、3つ言葉があつて「若しくは」が「又は」を包括するような時に出てくるのではないかと理解していますが、どうでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) すみません、確認して後ほどお答えさせていただきます。

(教育長) それでは、この項、第10条第3項の文言については、改めて検討、本日は持ち帰りということで処理をするということでよろしいでしょうか。現実問題、これ補導センタ

一のセンター長は文化生涯学習室長ですね。そうであれば補導センターの職員かどうかということも掛かってくると思いますので、それも含めて再度検討して貰えたら。それでは第9号については、一部文言を検討課題という事で対応させてもらってよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) 続きまして第10号臨時代理した事件(名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命)の承認を事務局から説明をお願いします。

#### 第10号 臨時代理した事件(名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命)の承認について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして何か委員の皆さまからご意見・ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

(委員) 今、説明して頂きましたが、再任の方を教えて頂けると分かり易いと思います。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、再任につきましては一番上の中森委員、2番目の梶田委員、それから確認中の下の松尾委員、2つ下の欄の松村委員、小中学校長会の寺嶋委員が継続、山本委員も継続となります。

(教育長) よろしいか。ほか、いかがですか。それでは地域づくりの代表の方は、今役員改選ということで確認中ですが、他は説明のあった候補者名簿のとおり承認という形で処理させてもらってよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それでは、続きまして報告第11号臨時代理した事件(名張市スポーツ推進委員の委嘱)の承認を事務局から説明をお願いします。

#### 第11号 臨時代理した事件(名張市スポーツ推進委員の委嘱)の承認について

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして委員の皆さまのご意見・ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの件につきまして、説明のとおり承認ということで処理をさせて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員) 異議なし

(教育長) ありがとうございます。それでは承認という形で対応させていただきます。続きまして、3番、議案の項に入りたいと思います。議案第13号名張市文化財の指定についてを議題といたします。事務局、提案をお願いします。

### 3 議案

#### 第13号 名張市文化財の指定について

(事務局説明)

(教育長) 説明が終わりました。この件につきまして、委員の皆さまからご質問・ご意見がございましたら、お出し頂きたいと思います。46ページに掲載されていますが、去る3月20日の文化財調査会から教育委員会の方へ答申が上がってきたことを受けての今回の指定と、こういうことになってくると思います。はい、どうぞ。

(委員) 今回の答申で指定がされた場合、今までとどのような事が違ってくるのでしょうか。例えば予算の面とか又は市での文化財としての扱い、指定があることでよりこの技術が保存されるように市のほうで何かバックアップして頂けるとか、広報に使われるとか何か予定がありましたら教えてください。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 具体的に、例えば金銭的な補助があるかどうかという話になってきますと、今のところは具体的なものはございませんが、指定した限り、例えばイベントであったり色々な広報媒体には冠的に指定文化財というものが入ってきますし、保存団体の方にとってはそれなりのメリットもあるかと思えます。行政としても、指定するだけで終わるのではなく、色々な機会を通じまして、名張市にはこういう技術があるというようなことを発信していく事を考えています。

(教育長) はい、どうぞ

(委員) よくわかりました。47ページにある写真のこういう記録をスライド又はビデオの形で市の文化的な施設の中で来場者の方に見せられるなどといったことは、今までまたはこれからされるということはあるですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 文化財調査会の方でも、そういった記録保存をきちんとしておくようにと指摘がおりまして、もちろん財源も必要となりますので県の教育委員会であるとか民間のファンド等も探しながら、記録保存、映像というのは将来の課題という風に考えております。

(教育長) 付け加えてですが、ふるさと学習なばり学の下巻にもこれを掲載して貰っておりまして、子どもたちに伝えていくとともに、事務局からもありましたように、今後、これは年間通してやっている訳ではなく、時期がございますので、その時期を見計らって、映像にでも保存することは必要であるかと思っております。今委員さんがおっしゃって頂いたことも含めて、まずは市民の方に知ってもらう。このことにも取り組んでいくことが大事かなとこのように思っています。どうぞ。

(委員) これ折角作ったので何か活用方法みたいなもの考えて頂いたらどうかと思いますが。火縄ですので持ち歩く訳にはいきませんが、例えば組紐でも様々な取組をしていますよね。何か違う活用の方法も考えていくと、そうすると名張の活性化にちょっとは役に立つとも思っていますので、またそういったものも考えて貰ったらいかがでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) ちょっと今すぐというのは、思い浮かばないのですが研究してみたいと思います。

(教育長) ほか、いかがですか。はい、どうぞ。

(委員) 保存団体、保存会を今回指定されるような形なのかなという風に理解しますが、実際には経験年数の非常に長い40年以上の技術を持っておられる方が、技術継承者というのはその方かと思うのですが、その方々を市の無形、人間国宝みたいな形で、そのような認定という形はお考えになられたでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 今回、指定させていただくのは無形民俗文化財ということで火縄づくりの制作技術を指定しており、技術を持った方を指定、あるいは認定するという形ではなく、人物を特定して、また団体を特定してということではございません。

(教育長) いかがですか。

(委員) それは、なぜですか。実際にはその人たちが出来なくなったら、技術的にはなかなか継承が難しいですね。保存会の方も、無形ということで人の技術です。指定について異議を申しあげる訳ではないのですが、加えて技術を持たれている方を敬い、マイスターとしてですね、市の無形的な位置付けということを考えても良いのかなと思いましたが、どうでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) いわゆる人間国宝という考え方がございますね、あれは重要無形民俗文化財であったり、重要伝統工芸であったりの個別指定ということで指定され、それは本当に個人の指

定ですが、それ以外に例えば能楽であったり狂言であったり何かの制作技術であったりというものを指定する総合指定というものがございます。総合指定というのは今回のような考え方で、例えば能楽の団体を総合指定ということで指定します。その中に会員さんがいらっしゃいますので、振興に役立っていくと、そうして技能は会員さんに継承されていくといったような国の姿勢もございます。今、考えているのはそういったものに倣って技術を総合指定という形で、今会員さんが6名おられますけれども、その中には経験年数の豊富な方もいらっしゃれば、それこそ住宅地に転入した方もいらっしゃるの、会の中で技術の継承もされていきます。そういったこともあり名張市の文化財ということで指定して啓発とかを図っていきたくて考えていますので、今すぐに特定の人物を指定するという事は考えてはおりません。

(教育長) 技術を指定するのでしたら、それが永続というか長く続くような事のフォローもしていかないと。お金は出せませんが取組はお願いしますという姿勢で、任せきりということでは無責任ではないかという感じが説明を聞く限りでは受けませんが。その辺り、保存会が保存会でしっかりとやらなければならない訳ではありますけれども、技術ですから、好きでやってくれているとか、想いでやってくれている人の技術を指定することには違う難しさとか必要性も考えられるかなと、そこは今すぐどうこうできませんが考えていかなければならないことではないかなという風に思いますが。いかがですか。はい、事務局。

(事務局) 指定しっぱなしというのは当然、いけませんので技術の継承のためには、今の時代ですので、いわゆる口伝とか見て覚えろでは無理かと思しますので、先程指摘もあったとおり映像として残していく、これが非常に大事だと思いますので、指定された後にそういったことにも取り組んでいきたいと思っています。

(教育長) ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。はい、それでは議案という事でございまして、様々なご意見も伺ったところでございますが、それらを今後十分勘案するという事で、この件につきまして、指定を承認するという事でご異議ございませんか。

(委員) 異議なし

(教育長) ありがとうございます。それでは議案13号は原案どおり指定という事で処理をしたいと思えます。続きまして、4番の協議に入りたいと思えます。(1)名張市スポーツ推進計画の一部見直しについて、事務局より説明をお願いします。

#### 4 協議

##### (1) 名張市スポーツ推進計画の一部見直しについて

(事務局説明)

(教育長) はい、説明が終わりました。この件につきまして委員の皆さま方からご質問、ご意見をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

(委員) 今、案の段階のスポーツ推進計画をご説明頂きまして、大方理解できましたが、66ページ辺りで障害者スポーツの推進とありますところで、他にもありますが、そろそろ障害者というときの「害」という漢字の使い方について、名張市においてもこの「害」という漢字の表記を使わないといったことのご検討の余地はないでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 表記のことをおっしゃっていただきましたが、これについては一定それぞれの所管ごとの部分ということもあります、庁内で協議をする際の参考意見とさせて頂きたいと思えます。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 是非とも、見直しの機会に「害」という表記を変えて頂くよう検討頂きたいと思えます。加えて表記の面で52ページ下から2行目、字が詰まっていない様なので、それからインデントがおかしいところ、56ページの上2行とか全体的にまた見て頂いたら良いのかなと思えます。それから55ページのところで5行目「また、体育施設ならび」にとありますがここ「ならびに」ですかね。前の54ページの体育施設との対応を見て、武道交流館いきいきを含む体育施設ということを言われているのかなと、そしたら「ならびに」というのは少し使い方が違うのかなと思えますが、これは私の感覚ですが、ちょっと細かいこと申しますが、その辺一貫した記述があった方がいかなと思えます。以上です。

(教育長) はい、どうぞ。

(事務局) 文言の精査をさせて頂いて、また整理させて頂きます。

(教育長) ほか、いかかですか。はい、どうぞ。

(委員) 67ページ②下から6行目あたりですね、上の体力向上の取組というところと合わせると1文字下げ、それから他の図表のですね、見え方の問題ですけど大きさがバラバラであったり、ちょっと全体的なトーンを整理して頂いた方が良いのかなと思いましたので、是非ともよろしく願いいたします。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 全体的に、もう一度見直しをいたします。

(教育長) ほか、いかがですか。ちょっと私から細かいことですが、55ページのところのですね、上のところ2行目から3行目のところですがレクスポフェアと体育健康フェスタを体育の日の関連行事としてスポーツイベントとして位置付けとなっていますが、これでしたらレクスポフェアと体育健康フェスタ2つを体育の日の関連行事として行うようになって

いますが、別の日ではないですか。このあたりはいかがでしょうか。はい、事務局。

(事務局) 実は昨年度説明しましたけれども、とれたてなばりに体育健康フェスタとして10月10日に実施していた一部の行事、表彰式を移させて頂きました。また、体験会を10月10日に実施しましたが、その際に次年度、平成31年度についてはレク協会さんの方がレクスポフェアを春にやっていたのですが、体育の日に動かすという話がありまして、今、実はその方向で進んでいまして、体育健康フェスタとして実施していた体験会の部分を逆にレクスポフェアの日に関連行事として陸上競技場であったり、中央公園一帯でやりたいという形で実行委員会の方でも考えて頂いていますので、こういう表現になっております。

(教育長) それでしたら、多くの市民に参加をいただき開催していますとなっており、今やっていることになっています。やりますということにしないと整合が取れないのではないですか。今言ったとれたてなばりの関連もあるのでしたら、その辺の文言もきちんと入れておかないと、これ読んだだけでは分からない、現在はしていない、今後しますと違いますか。ということになりませんか。表現を検討して下さい。はい、どうぞ。

(委員) 細かいことですが、レクレーション種目を中心としたレクスポフェアと体育健康フェスタ、これどっちもレクリエーション種目を中心としたイベントでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) レクスポフェアは主催団体が本当に名張市レクリエーション協会でございます、体育健康フェスタは競技スポーツはほぼ体験だけで、レクリエーションが中心ですので、こも表現を含めて検討させて頂きます。

(教育長) ほか、いかがですか。もう一つ国体のところで「とこわか国体・とこわか大会」両方の分で競技力向上と施設整備の2つの表現の仕方が随分違うところがあるのかなと思いますので、もう少し整合を取らせて競技力の向上、環境の整備というところを、それはそれとしてきちっとやってもらう方が良いのではないかと、施設整備のところはかなり障害者の部分は細かいところまで書いてあるのに一般のところは抜けている、せっかくホッケー場も整備しているのだから、そのことを先程話ありましたけれども、入れた方がよりわかり易いのと違うかなと思います。はい、どうぞ。

(委員) いくつか文言のことで、54ページ(1)の2つ目の段落のところ、「また」で始まっており、3つ目の段落も「また」で始まっている、それから「しかしながら」という言葉遣いがかかなりあちこちで見られるところと、「しかし」という言葉もあって、「しかしながら」というとかなり強い表現で、56ページ(4)のところで「しかしながら」、それから57ページのところで「しかしながら」、本当に「しかしながら」という位、強いことなのかなと、ちょっとその辺りも全く背景を知らなくて読む人への間違った印象を持たせないように、わかり易く表記して頂くようお願いしたいと思います。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 全体の表記を含めて考えさせて貰います。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。では、大変申し訳ない訳ですが、せっかく出して頂きますので、もう少し精査をしてもらって、トータルで見ても貰って改めて提出して頂くという方向で、よろしくお願ひしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それでは、この件については、この程度に留めておきたいと思ひます。続きまして(2)平成31年度休業日の特例についてを事務局から説明をお願いします。

## (2) 平成31年度 休業日の特例について

(事務局説明)

(教育長) ちょっと私からも補足させていただきますが、急遽、空調の整っていない中で、昨年度の非常に猛暑・酷暑の中で大きな事故もなく終えたことは大変良かったです。ただ、色々な弊害も聞かせて頂いたところがございます、本年度どうなってくるのだろうということを経々なところで聞かせてもらう中で、教育委員会として出来る部分、扇風機の増設、冷風機の設置だけではなく、それらはほとんど対策として役に立たないと言われている中で、あえてもう少し早くといったこともありました、これ学校現場の検討課題の中でも様々な意見を頂戴してきたところございました。この際、思い切って平成31年度のみ夏の暑い期間、休業期間を早く始め、また休みを暑いときに多く取らせて貰って、その埋め合わせとして冬休みを短くさせて頂く、そして2学期は長期の期間になりますので、少しでもリフレッシュできる期間を間に設けようという形の案でございます。学校現場には今日の教育委員会で協議をさせてもらって、来月の定例で最終決定を頂いて、学校現場にまた保護者の皆さまに、市民の方に周知をしていくという予定でございますが、学校現場も、もう新学期が始まっています年間計画等々が入ってきますので、この予定であるということは3月29日の臨時校長会では話をしてあるところがございます。少しこれまでの経緯も説明させて頂きましたが、これらも踏まえて委員の皆さまのご意見等々もお聞かせ願ひたいと思ひますが、どうでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) はい、大変よく練られた特例案だと拝察いたします。変更案に加えて、これは別の論点かと思ひますが、8月の第3週、ここで学校閉庁日をしっかりと設けて頂いて、それを議会でもまた市民の方にも周知頂くようなこともあっても良いかなと思ひた次第です。8月の第3週、1日2日と言わず、もうこの週は学校閉庁という形で。いかがでしょうか。

(教育長) 昨年も実は8月のお盆の前後で休みを取らせて貰ったところございまして、これにつきましては本年度も8月の13日から16日は夏季休業の中で学校の閉庁日ということを経既に言わせてもらっています。加えましてこれが通りましたら10月31日、11月1日も

学校閉庁日にすると、先生方も休んで頂くとういう形にしたいと思っています。県内の他市の状況どうかと言われましたが、これどこも行っておりません。名張市として私の任期中の最後の想いということで、子どもの安全・安心、先生方の健康管理もやっていかなければならないと、一つは夏休みを早く始めますが、また、はやく終わってしまうということもあります。これはこれまでの例を見たときに、お盆を過ぎるとこれはお盆前の暑さと全然違うということもある訳でして、少し負担を掛ける部分もある訳ですが、それ程大きな負担にはならないだろうという風に思っているところです。ほか、いかがですか、どうぞ。

(委員) 概ねありがたいかなと思うのですけれども、ただちょっと学校現場から考えると、小学校の水泳の時間が10時間確保できるのかなというのが一つ気になるところです。それと中学校の中体連の試合があるので、それが名張市だけではなく、伊賀大会とかそのあたりの調整も難しくなってくるのかなと、そんなことをふと思いました。

(教育長) はい、ありがとうございます。この件につきましても実は臨時校長会で、教育課程については学校長の責任ですから、教育委員会で強制はできませんが、この設定の中には、一つの案として言わせて頂きました。小学校の学校水泳につきましては、実は今まででしたら梅雨の寒い時から唇を真っ青にしながらかやっ、子どもたちはこんな水泳って嫌やなと思うよりも暑くなってから行った方がいいのではないかと。調べてみますと新しい学習指導要領では年間8時間くらいが水泳の該当の時間です。今までの1学期の終業式、7月19日まで見ますと、4日間がありますので、この間に休業日ではありますが、自由水泳ではありませんので、教育課程のなかの学校水泳という位置づけをしてもらって、そうすると学校の規模また先生方の指導体制の状況によって違いますが、学校の体制で全部の子どもたちを指導してもらおうという意味で、集中して普段の、今までやっていたような学校の水泳の分は夏季休業中の19日までの期間で、まとめてやるかまた学年単位でやるか、低中高と分けてやるかというやり方は自由ですが、やってもらう、その間の授業日数のカウントについては、全員が出席していれば可能であるということも聞かせて貰っていますので、それもカウントして頂く。ただ、強制はしません、事業日数のことを先程事務局は言うておりましたけども、今年度、祝日が多くてですね、授業日数が確保できません。そのようなことで、これを外出しさせてやるということも可能でありますし、今まで土曜授業は普段の授業で出来ないことを基本にやってもらうと言っていました。今年度に限り、これを教育課程に位置付けてられているものをそのまま土曜授業でやってもよろしいということで授業日数の確保もOKと、それから中学校の中体連の試合、伊賀大会はだいたい今年の予定で行きますと、主となるものは20日からですが種目によっては13日から始まっています。これも含めての中で、ただ名張市の中学生は13日以降は休みになっていますので、部活動のガイドラインの中で学校の休みのうち、休日も祝日も含めてですが、練習時間が決まっておりますので、今、現時点では4時間、これはまた変えなければなりません、今は3時間と言われていますが、それがございますのでそのことを含めてやりますと、これも授業時数の確保の中ではありますが、部活動の練習決められた時間の範囲の中、プラス1学期の終わりには期末の個別懇談会をしていますので、それも合わせてこの期間中にやってもらうということも可能ではないかなという風に思っているところでございます。先生方の健康管理に関しては、学校閉庁日は先程言わせて頂きましたが、そういう配慮も出来ますよということ、この間の臨時校長会で言わ

せて貰っていますが、これは教育委員会は強制的にこうなさいということではありません。そのことも可能であるということをお伝えしております。あと、いかがでしょうか。

(委員) なかなか思い切った変更で、子どもの為には本当に去年の7月はとても暑かったので、このように休みを早くするというのは、良いのではと思います。ただ、保護者は色々なご事情もあるので、なるべく早く決めていただいて、お知らせするということが大事じゃないかなと感じました。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) 保護者の方、だいたい1年くらい前に予定を立てておいでかと思うので、非常に良いモデルになれば有難いですが、そうでなければという不安な思いもあります。早く結論を出して頂いて、変更理由を皆さんご理解頂けるよう周知頂けると有難いと思います。

(教育長) はい、最終決定は5月の定例会になりまして、教育委員会の文書通知はその後になりますが、この方向で動くということは4月中～下旬には各学校のPTAの総会もございます。その折にはきちんと伝えてもらえるような取組をしてもらうとともに学校現場には、このように動いているということをお知らせ、案という事ではありますが、きちんと伝えていって、保護者の皆さまにもしっかりと早い段階で伝えていくと、あとは広報なばり等も通じまして、市民の皆さま、何より学童保育等々もございますから、そちらの関係の皆さまにも早くお知らせをしていきたいという風に考えているところでございます。はい、どうぞ。

(委員) 10月末から11月、これ5連休になりますね。学校から考えたら、季節の良い時期にもつたいないなど。ちょっとしっかり勉強もできる時期なのにと思ったり、これ5連休は必要なのでしょうか。

(教育長) 一番、現場から意見があったのは、2学期が長い、今までも一番長い学期だった訳ですが、更に長くなることによって、子どもも先生も疲弊しないのかということがありました。秋休み期間が大体学期の真ん中あたりですので、また、学校もそうですが、せっかくふるさと学習もしているのに、家族でその勉強したところに一遍、ゆっくり回ってみようかとかいうことも考えてみては。今後のことですが、例えば入館料とか入場料とかそういったところも配慮出来たらということも考えていけたらと思う次第です。やはり季節の良い時に家族で揃ってやってもらうこともある、また大きくなってくれば、それなりに自分で考えて色んな行動をしてもらうということも出来ないことはないのかなと。

昨年度の学校の行事予定を見たときは、この間には大きな研究発表等も入っておりませんでした。ひとつだけ問題なのは、修学旅行がこの時期どこかの学校であるかなと、昨年度は1校だけありました。これはまだ確認をしてないところでもありますけれども、これにつきましては振替をしてもらうという形で対応が可能かなと思っているところです。はい、どうぞ。

(委員) とりあえずこれは、今年度、一年間ということで、空調施設、設備が整備されたら来年度はまた元に戻る、という考え方でよろしいのでしょうか。

(教育長) はい、これは他市の状況と県内外も含めてですが、昨今夏休みが特に早く終了するところが増えていきます。特にエアコンが整備されているところは。今後、エアコン整備が進む、更に2020年度から新しい学習指導要領により授業時数も増えてまいります。こういうことを考えたときに休業日のあり方等も考え直していかなければならないのかなと、三重県は東海四県の中では冬季休業日は一番長いです。岐阜県は28日まで、これは美濃と飛騨では違いなど、地域の事情等々も合わせてやってくるのですが、相対的に見たら三重県は冬季休業期間が他県、近隣のところと比べたら長いと、こういうことがありまして、今までもそのような声が上がってきたところですが、エアコンが整ってきた段階、あるいは2020年の小学校の新学習指導要領が本格実施される際には、長期休業のあり方、授業時数の確保のあり方も考えていかなければならないと思っていますところ。もう一つ先程授業時数の確保の中で、中学校3年生の卒業式、本当に今までもギリギリでした。来年、このままいくと中学校3年生の授業時数は足りません。これはまだ決定しておりませんが、県内の他市の教育長との話の中でも本年度祝祭日が多いので、今までのように県立高校の入試の前に卒業式をするのは無理だろうと言わせて貰っているところでもあります。これらも今後早急に検討して、学校現場とも連携を密にして決めていかなければならないと思っていますところですが、中学校の卒業式は例年よりも遅くなる見込みです。

今回の休業日の変更は、特例という事で、今年度に限り、管理規則も変える形にしたいと思っていますところですが、これは一つの案としてやってみて、今後また一つの参考事例として、将来的には休業日も変えていかなければならないとなれば、それらも含めて再検討し、必要もあるところと考えているところでございます。よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それでは、この件につきましてはこの程度に留めておきたいと思えます。続きまして5番、その他の事項に入りたいと思えます。時間が押しておりますので、要領よく説明の方をお願いしたいと思います。まず、第1番、義務就学者の就学校の変更についてを議題としたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

## 5 その他

### 1) 義務就学者の就学校の変更について【非公開】

### 2) 名張市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について

(事務局説明)

(教育長) はい、中間報告ということですが、こちらにつきまして、若干、ご質問等ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 今、現在アレルギー疾患をお持ちのお子さんはすごく増えており、すごく対応が大変だと思えますが、実際、除去食で除去しているものは卵、牛乳、小麦粉など色々あると思えますが、そのほかどういったものがその対応になっているのかなと思ひまして、教えて頂けますでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 細かい資料は持ち合わせておりませんが、今おっしゃって頂いたように牛乳だったり鶏卵、小麦というのを各アレルギーがある子どもに対してですね、牛乳については牛乳を外すということが出来るんですけども、メニューの中には一人は小麦が駄目な子、こっちは卵が駄目な子と二人いるとすると、卵と小麦と両方とも取った除去食、完全に除去したものをひとつ作って、卵だけが駄目な子にも小麦だけが駄目な子にも、卵も小麦も駄目な子にも同じ除去した給食を提供するというような形で、何種類にも除去食を作っている訳ではなくて、一品目種類の除去食を作っているという形が基本的な対応です。あと特にアレルギーのきついお子さんになると、調味料が駄目だとかというお子さんもいるのですが、そこにつきましては基本的にはお弁当対応ということでお願いをさせて貰っているところです。あまり細かいところまで除去すると給食での事務が煩雑になり、間違いにも繋がってきますので、アレルギー対応については3月に保護者面談を行って、適切な対応を学校でできるように学校にお願いしています。

(教育長) よろしいでしょうか、はい、どうぞ。

(委員) すいません、2つ教えて欲しいのですが、この間、ある学校に行ったら校長室でエピペンを複数預かっているという事で、すごく人数が増えたなど。名張市でどのくらいの子が除去食対応の子がいるのかという事を教えて下さい。それから今除去食というお話で、色々な種類があって、それらを取り除いた献立をしますよね。すると除去するものが多くなれば多くなるほど栄養価の方でどうなのかなど。除去食よりも代替食というもの考えた方が良いのではと思ったりしますが、いかがですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 実際に今、アレルギー対応している件数ですが、多いところと少ないところがありますが、実際に事故が起こった学校では20人を超える児童にアレルギー対応をしているということで、栄養教諭であったり調理員が非常に気を付けているところです。エピペンについては、もうほとんどの学校でエピペンを所持している児童がいますので、4月の職員研修等ではエピペンの打ち方等を学校で研修も行って頂いているような状況です。代替食については、学校では基本的に作らないということで対応をしております。除去するもの多くなりすぎて、栄養価が落ちるといったときには、保護者に連絡して、この日は除去食でこの日は代わりのものを持ってきてくださいという形で対応しています。

(教育長) よろしいでしょうか。はい、この件につきましては中間報告という形で、今後また報告を頂くという形で処理をさせていただくと、大変、時間が押してきております。後の件につきましては、資料を見ていただくこととして、特に何か説明を加えていかなければならないものがあれば、順番に説明して頂ければと思いますがいかがでしょうか。

## 5) 児童生徒の問題行動について【非公開】

## 8) 図書予約・リクエスト等について

(事務局説明)

(教育長) はい、時間がきておりますが、その他、何か説明しなければならないことがありましたらお願いします。

以上でございますが、第1回の定例教育委員会ということで議題も多く予定の時間もオーバーしてしまいました。今後、このようなことの無いように議事進行に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。どうも長時間ありがとうございました。